

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令案新旧対照条文

一	警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）（附則第二項関連）	1
二	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（附則第三項関係）	2

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）（附則第二項関連）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（捜査第一課） 第二十三条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。 一 八（略） 九 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）の施行に関すること。</p>	<p>（捜査第一課） 第二十三条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。 一 八（略） （新設）</p>

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（警備救難部の所掌事務） 第二百四十九条 警備救難部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 〇十二（略） 十三 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）に基づき海上保安庁に属させられた事務に関する事。</p> <p>十四 〇十七（略）</p>	<p>（警備救難部の所掌事務） 第二百四十九条 警備救難部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 〇十二（略） （新設） 十三 〇十六（略）</p>